

## 令和7年第3回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年3月19日(水)  
開会 15時25分 閉会 16時35分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名  
教育長 宗岡 功  
委 員 平井 國政 委 員 藤崎 郁
- 4 事務局  
教育部長 久々宮 克也  
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 安部 洋子  
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也  
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 丸山 純一  
体育保健課長 藤原 直也  
本日の書記 総括主幹 神田 弘子 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 10件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

### 開会・点呼

教育長 開会するに当たり委員の出席確認をいたします。  
本日は、山口委員と廣田委員が欠席です。

教育長 山口委員と廣田委員が欠席ですけれども、過半数の出席があり会議は成立をいたしますので、ただいまから令和7年第3回教育委員会会議を開きます。

### 前回会議録の承認

教育長 前回の会議録の署名委員は、藤崎委員にお願いしたいと思います。  
また、今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田が行います。

### 教育長の報告

なし

### 会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、17時30

分を予定しています。

教育長 初めに本日の会議の公開、非公開についてですけれども、会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。議案第 20 号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。議案第 20 号は公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 20 号は、非公開とします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第 11 号から第 19 号まで、そしてその他（報告事項等）を行いまして、非公開による議事、議案第 20 号を最後に行います。

議 事

#### 【議 案】

議案第 11 号 佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第 12 号 令和 7 年度佐伯市教育行政重点施策について

議案第 13 号 令和 7 年度学校教育指導方針について

議案第 14 号 令和 7 年度佐伯市立幼稚園教育指導方針について

議案第 15 号 工事計画の決定について

議案第 16 号 佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について

議案第 17 号 佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について

議案第 18 号 佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について

議案第 19 号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

議案第 20 号 佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について

#### 議案第 11 号 佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長 それでは、議事に入ります。議案第 11 号佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、丸山社会教育課長が説明いたします。

社教課長 議案第 11 号佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について御説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基

づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由としましては、事務の効率化及び職員体制の強化のため、社会教育課市史編さん係を廃止し、その事務を同課文化財係に移管したいため提出するものです。

この議案については、本年2月7日開催の第1回教育委員会におきまして、令和7年度佐伯市教育委員会事務局組織改編についてということで、御報告した内容について、規則を改正するものです。

規則の改正内容については、資料に佐伯市教育委員会事務局組織規則の新旧対照表をつけています。右側の改正前の第2条の下の表に、社会教育課の横に係名が三つあります。生涯学習推進係、文化財係、市史編さん係、このうちの市史編さん係を削るということになります。次に14ページをお開きください。この表は規則第3条関係の別表で、各課及び係の事務分掌を記載しているものです。右側の改正前の社会教育課の市史編さん係、この市史編さんに関する部分とこの部分を削除いたします。それから文化財係の4番までの事務分掌の次に5番を新設いたしまして、左側に記載していますとおり、市誌（史）に関するものを追加しています。

以上で議案第11号の説明を終わります。

教育長            それでは、説明がありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はよろしくお願いいたします。

教育長            よろしいですか。  
                      それでは、議案第11号の承認についてお諮りいたします。議案第11号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員            （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長            それでは、議案第11号については、提案どおり承認といたします。

## **議案第12号 令和7年度佐伯市教育行政重点施策について**

教育長            それでは、次に議案第12号令和7年度佐伯市教育行政重点施策について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長          それでは、議案第12号令和7年度佐伯市教育行政重点施策について説明させていただきます。

                      この議案は、第2期佐伯市長期総合教育計画（後期）さいき“まなび”プラン2023に基づき、総合的、計画的に重点となる諸施策を推進するための教育行政重点施策を策定するため、その承認を得ようとするものであります。

                      計画の目標は「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造、重点目標にはこれからの「オーガニックシティさいき」を支える人づくりとしています。

重点施策としましては、七つの重点施策を定めています。これらにつきましては、根幹となります“まなび”プランと整合性を図っているところです。資料の19ページから24ページまでは、七つの重点施策に対する令和7年度の重点事業、主な取組を掲げ、“まなび”プランにおける目標指数等の達成に向けて取り組んで参ります。24ページから26ページまでには、先ほどの七つある重点施策に関する令和7年度の主要事業と主な予算を記載しています。

施策1子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現では、令和6年度から開始した表現教育を通じた人間力育成支援事業や学力向上実践研究事業として、1,308万5,000円を計上しています。

施策2子どもの居場所づくりの推進では、スクール・メンタルケア推進・充実事業のほか2事業で3,477万5,000円を計上しています。

施策3望ましい食生活と食習慣を身に付け、自らの健康を管理することのできる子どもの育成では、令和7年度から新規に学校給食費中学生無償化事業を実施し、学校給食における食育、地産地消の取組を行う地場産品活用推進事業と合わせ1億877万8,000円を計上しています。

施策4共生社会の形成を担う人材の育成と夢を抱く青少年の育成では、地域における青少年教育のほか七つの事業で1,522万5,000円を計上しています。

施策5郷土の文化財や伝統文化の保存・継承と活用の推進では、国指定史跡佐伯城跡を適切に保存、活用するための基本的な指針となる計画を策定する佐伯城跡保存活用計画策定事業のほか6つの事業で3,381万8,000円を計上しています。

施策6ライフステージに応じたスポーツの推進では、地域スポーツ育成補助金及び市民体力向上事業で614万8,000円を計上しています。

最後に施策7地域の特性に応じた教育による少子化への対応では、小・中学校スクールバス運行事業のほか二つの事業で、1億130万9,000円を計上しています。

令和7年度重点施策に関する事業費の総額は、令和7年度は市長選挙が予定されていることから骨格予算となりますが、中学生の給食費無償化を実施するため、対前年比4,948万8,000円増額の3億1,313万8,000円となっています。これらの事業を進めていくことにより、施策の進捗を図っていきたいと考えています。なお、肉付け予算となる6月補正の際に、該当事業を追加し、再度お諮りいたします。

以上で令和7年度佐伯市教育行政重点施策に関する説明を終わります。

教育長            それでは、説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員        去年と比べて極端に変わったところや新規のもの、金額的なことで変わった部分を教えてください。

教総課長        一番大きかったのは先ほど申しました学校給食費中学生無償化事業、こちらが新規事業になりますので、約1億円になります。9,877万8,000円の増額となります。

それと大きなところで言いますと、佐伯城跡保存活用計画策定事業、施策の5になりますが、こちらの方が対前年比 569 万 1,000 円の増額となっています。こちらは令和7年の方が事業量が多いため予算増となっています。この二つが一番大きなところになります。

教育長 よろしいでしょうか。

平井委員 わかりました。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

教育長 それでは、ほかにありませんので、議案第 12 号の承認についてお諮りいたします。議案第 12 号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 12 号は、提案どおり承認といたします。

#### 議案第 13 号 令和 7 年度学校教育指導方針について

教育長 それでは、次に議案第 13 号令和 7 年度学校教育指導方針について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第 13 号令和 7 年度学校教育指導方針について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることの規定に基づいて、教育委員会の承認を求めます。

理由は、令和 7 年度の本市の学校教育に係る指導方針を作成し、示すことにより、各小中学校の令和 7 年度の学校教育目標や学校運営方針に反映させる必要があるためのものであります。

この方針は、第 2 次佐伯市総合計画、さいき“まなび”プラン 2023 及び令和 7 年度の大分県教育委員会の重点方針を踏まえ、令和 7 年度の具体的取組及び重点を定めようとするものであります。“まなび”プランでは、「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造を基本計画の全体目標としております。そして、今までの基本目標に対して、教育委員会が改めて重点的に進めていく目標や急速な社会情勢の変化に対応するための新たな目標として、これからの「オーガニックシティさいき」を支える人づくり～ふるさと佐伯を愛し、ユニバーサルな視野に立つ人材の育成～を重点目標としています。そして本年度の重点につきましては、3本を掲げています。

重点施策 1 子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づく

り・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現。基本目標Ⅰ－基本施策1の確かな学力の育成において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた単元構想に基づく授業改善の推進。もう一つが、学んだことを定着・習熟につなぐ指導と家庭学習の連動の充実であります。学習指導要領で示された、主体的・対話的で深い学びに向け、1時間の授業だけでなく、一つの単元をとおしてどの時間にどんな力を身に付けさせるのかということ意識して、授業改善を進めていくことと、学んだことをしっかり定着・習熟できるよう家庭学習と連動させていくといったものであります。

2点目、重点施策2であります。子どもの居場所づくりの推進、基本目標Ⅰ－施策5の生徒指導の充実において、まず、児童生徒の学校内外における居場所づくりの推進。二つ目が自己肯定感を高める取組の充実、三つ目がコミュニケーション力と人間性を育成する表現教育の推進であります。別室である校内教育支援ルームの設置、放課後の支援による学校内外での居場所づくりを進めていくこと、わかりやすく誰にでも出番のある全員参加の授業づくり、自分も一人の人間として大切にされているという自己存在感を実感できる活動などを行って、自己肯定感の育成を図って参ります。また、音楽鑑賞や合唱等の活動を行ったり、演劇的手法を取り入れた授業に係る講演やモデル授業等を行ったりする表現教育を通じて、児童生徒のコミュニケーション力と人間性の育成を図って参ります。

3点目は、重点施策7地域の特性に応じた教育による少子化への対応、基本目標Ⅱ－施策1の豊かな教育環境の整備において、「カリキュラム表」を活用した教科横断的な視点等に立ったカリキュラム・マネジメントの実践と副読本を活用したふるさと教育の充実であります。カリキュラム表については、昨年も説明をしたところではありますが、学校で1年間でどのように学習を実施していくかというものを並べた一覧表、それに対してつながりのあるSDGsやさいきオーガニック憲章等のアイコンを位置付けて、いろいろな教科をつなげながら、どのように学びを進めていくのかということ可視化、俯瞰しながらカリキュラムを進めていくといった取組であります。二つ目の副読本はふるさとの先駆者を活用して、ふるさと教育の充実を図るものであります。

また、今回から、重点に照らして、目指す子ども像を設定いたしました。子どもが自ら学ぶ姿を目指すこと、表現教育を推進することの観点から、一つ目の目指す子ども像を自分の考えをもち、自分の言葉で表現できる子どもとし、自己肯定感を高めること、子どもが共に学ぶ姿を目指すことの観点から二つ目の子ども像を自他を大切にし、力を合わせて活動する子どもとしています。

各学校においては、目指す子ども像から実態に応じた具体的な子ども像を設定し、取組を進めていくこととなります。

三つの具体的な取組では、13の施策について柱となる取組を焦点化して、学校に示し、子どもたちの力を付けていきたいと考えております。特に来年度は、基本目標Ⅰ施策7の二つ目にあります、授業の質の向上に向けたAIの英会話アプリの利活用、教育DXの推進の項の二つ目に遠隔教育システムを活用した多様な学びの機会の充実を設けるなど、ICTを活用した教育を意識的に推進して参ります。

以上で議案第 13 号についての説明を終わります。

教育長 各小中学校に示す教育指導方針であります。説明のありました議案について審議を行いたいと思います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

藤崎委員 基本的なところになってしまうのですが、質問です。この資料の 18 ページ、19 ページにある令和 7 年度の教育行政の基本方針と重点施策というのは、何年間の目標、取組ですか。1 年間だけですか。

教総課長 “まなび” プランの計画は 2023 年から 5 年間の計画になっているのですが、こちらに載せている重点の部分は、“まなび”プランと整合性を図りながら、今年度特に取り組みものというような形で載せています。

藤崎委員 そうすると七つの重点施策があって、それぞれに予算がついてるということを先ほど審議をしましたよね。そして、今回の議案としては、そこから三つの重点施策を抽出して、そのことについて、これでよいかということで、具体的なところを今審議しようとしてるということですか。

学教課長 学校教育に関わる場所の重点施策 1、2 と 7 というところを重点として、柱にしますよ。それぞれの“まなび”プランの中にあります、いろいろな施策に対して、力を入れて参りますといったところで、具体的にこれを学校に示すことによって、学校もこれを見ながら、うちの学校ではこう進めていくという一番の柱になるというところの提案であります。

藤崎委員 ということは七つある中で学校教育はこの三つを重点的にやっていきますということですよね。

学教課長 ということです。

藤崎委員 わかりました。そうすると、この学校教育の中でこの三つが重点施策になるというのは、来年になってもあんまり変わらないですか。

学教課長 そうですね。令和 6 年度とこの重点の部分については大きく変化はございません。

藤崎委員 ありがとうございます。具体的な取組は、その三つの重点施策を全部勘案して、俯瞰して、この基本目標 I、II と IV を挙げて、それについて立案してるということですよね。

学教課長 そういうことであります。

藤崎委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

平井委員 私も同じで、少し混乱したのですが、令和7年度教育行政重点施策というのは環境づくり、環境の整備を行っていきますと。そして、今説明のあった学校教育指導方針は本当に子どもへの教育の在り方というか仕方、そういうふうに理解したのですが。

学教課長 各学校が学校教育目標というものを定めてどういう子どもを育てたいかというところで、各学校で教育を行っていく上での学校教育に係る指導について、教育委員会からの方針として示すものであるといったところになります。

平井委員 県の教育指導を基本としているのですか。

学教課長 大分県の教育委員会からも令和7年度の重点方針というものが出ておりまして、そこも踏まえながら佐伯市教育委員会の学校教育の指導方針を立てているという流れです。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第13号の承認についてお諮りいたします。提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第13号については、提案どおり承認といたします。

#### **議案第14号 令和7年度佐伯市立幼稚園教育指導方針について**

教育長 次に議案第14号令和7年度佐伯市立幼稚園教育指導方針について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第14号令和7年度佐伯市立幼稚園教育指導方針について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることの規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。  
理由は、令和7年度の本市の幼稚園教育に係る指導方針を作成し示すことにより、各市立幼稚園の令和7年度の教育目標や運営方針などに反映させる必要があるためであります。

この方針は、第2次佐伯市総合計画、それとさいき”まなび”プラン2023及びしんけん遊ぶ子の育成をめざす大分県幼児教育振興プログラムを踏まえ、令和7年度の指導の重点及び主な取組等を定めようとするものであります。

新しい”まなび”プランでは、「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造を本計画の全体目標としております。三つの期待する子ども像、自信をもって表現する子、人とつながって認め合う子、いきいきと取り組む子については、令和7年度に作成する架け橋期のカリキュラムの三つの子どもと同じものであります。架け橋期のカリキュラムとは、5歳児から小学校1年生の2年間を一体的にとらえ、それぞれの時期にふさわしい教育として進めつつ、同時に連続性のあるものにしていこうとするものであります。

令和7年度には、佐伯市内の私立公立の全幼児教育施設と全小学校とが小学校の校区ごとにブロックを組み、各施設において作成するもので、それに向け、佐伯市保幼小連携協議会において、準備を進めて参りました。佐伯市保幼小連携協議会主催の合同研修会、参加者のグループワークの意見、“まなび”プランの全体目標、佐伯市の子どもたちの抱える課題等を考え合わせ、この三つに決定いたしました。各幼稚園においては、この期待する子ども像から実態に応じた具体的な子ども像を設定し、取組を進めていくこととなります。

次に、本年度の重点については、4本を掲げております。

まず重点1生きる力の基礎を育む教育課程の編成であります。遊びを通しての総合的な指導を中心に三つの資質・能力を一体的に育み、また、幼児期の終わりまでに育て欲しい姿を念頭に置いて、幼児が発達していく姿を総合的に捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような環境構成や援助を行います。教育課程を編成する際の表の一番下にあります各期における期待する子ども像を踏まえ、各領域のねらいを達成するための内容、環境構成及び教師の援助の工夫を図ります。

重点2指導力・環境構成力の向上については、公開保育や佐学研幼稚園教育部会、また、県や市の実施する研修会等への参加において、互いの実践を学びます。

重点3保幼小連携の充実については、小学校や地域の幼児教育施設との交流活動等の充実や教職員同士の連携により小学校との円滑な接続を目指します。主な取組としましては、先ほど申し上げましたように、発達や学びの連続性を踏まえた架け橋期のカリキュラムを作成します。作成の後、令和8年度以降は、実施、検証、改善につなげていきます。

重点4家庭や地域と協働する園経営については、学校評価を生かした園経営の充実や幼児教育に対する理解の促進、預かり保育の実施と地域の子育て支援を行います。幼児教育に対する理解の促進についての具体的な取組としましては、ドキュメンテーションの作成などにより子どもの学びを見える化し、幼児教育に対する理解の促進に努めて参ります。

以上で議案第14号令和7年度佐伯市立幼稚園教育指導方針についての説明を終わります。

教育長           それでは、説明がありました議案について審議を行います。御質問、御意見をお願いいたします。

平井委員       私の記憶だと佐伯市立幼稚園教育指導方針は初めて見たような気がするのですが、

ずっと昔からありましたか。

学教課長 前からあったのですが、見直しを図ろうということで、今回新たに作ったところ  
です。

教育長 今、幼稚園が少なくなって、私立の幼稚園などとうまく連携をしないといけない  
ので、しっかりしたものを作ろうということで、作り直したということです。

藤崎委員 立派な目標、取組だと思のですが、幼稚園の先生方がこれを見て、またそれぞ  
れの園の計画を練っていくんだと思うんですけど、十分な人だったり環境だったり  
というところがあるのかというのがちょっと心配になって、これをやらないといけ  
ないということになると、どこかをやらなきゃいけないというより網羅的に全部み  
ていくんだと思うのですが、現実には可能というか、なるべく現実と理想とを近づけ  
るようなことがないと、これが先生たちの大変さにつながるのではないかという懸  
念が少しあるのですが、その辺はいかがですか。

学教課長 幼稚園教育要領に従って、幼稚園の保育活動を進めているところであります。そ  
の中でも、このようなところはしっかり各園の中でやっていくということで、言っ  
てみれば、ごくごくどの園でも当たり前に行われているところっていうところは、基  
本にはあると思うのですが、特に、今もう2園だけになってしまったのですが、こ  
の佐伯の幼稚園の取組はかなり高く評価をされております。昨年度も文科省の方で、  
代表が発表して、すごく好評を得たといったところで、先生方は本当に一生懸命に  
保育に真摯に取り組んでいただいているといったところです。

それとこの保幼小連携の取組についても、今、一つの小学校に10近くの幼児教  
育施設から小学校にあがっているということで、やっぱりここの接続というところ  
が一番課題になっているということで、ここについてもしっかりと取組を進めて  
いきたいといったところですが、県の方からもアドバイザーの方に入っていただき  
ながら、そこでも佐伯の取組については、高い評価をいただいているところであり  
ます。先生方が、どうなのかっていうところは生き生きと頑張っておられますので、  
特段そこで、これで非常に苦しい状況になるっていうことはないというふうに思っ  
ております。

教育部長 令和の初めぐらいのときに、先ほど言ったように幼稚園は幼稚園教育要領、保育  
園は厚生労働省の保育要領があったんですけど、こども家庭庁ができて、内容が全  
て一緒になり、6歳の幼児期の終わりまでに育て欲しい10の姿ということで、  
このオレンジ色の10個になります。先ほど言ったように例えば下堅田小学校の今  
度1年生になる子が13人いるんですけど、13人は9園の園から、それぞれ小学校  
にあがってくるような状況になっていますので、特に私たちがこの保幼小連携協  
会で大事にしているところは、そういう子どもたちそれぞれの子どもの情報がつな  
がる、それから先生同士がつながる、また、保護者がつながる、そこを大事にして

います。その架け橋期をいかにスムーズに小学校、学校教育に落とし込んでいくかというところを大事にしていますので、こういうのが立ち上がって実際に機能しているというところでは。

藤崎委員     ありがとうございます。

教育長     それでは、議案第 14 号の承認についてお諮りいたします。議案第 14 号は提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員     (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長     議案第 14 号については、提案どおり承認といたします。

### 議案第 15 号 工事計画の決定について

教育長     次に議案第 15 号工事計画の決定について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長     それでは、議案第 15 号工事計画の決定について説明をさせていただきます。

この議案は、令和 7 年度に実施する 1 件 1,000 万円以上の工事の計画を決定するに当たり、教育委員会の承認を得ようとするものであります。

令和 7 年度に予定しています 1 件 1,000 万円以上の工事につきましては、資料 32 ページに記載しています。令和 7 年度につきましては、2 件の事業における工事が該当となりますが、これは 2 月の教育委員会で説明しました令和 7 年度の当初予算に計上したものを対象としています。4 月の市長選後に行われる補正予算においても 1,000 万円以上の工事を計上する予定ではありますが、その工事につきましては、今後の教育委員会において改めて議案を提出させていただく予定です。

それでは、それぞれの工事の概要等につきまして説明させていただきます。まず初めに、1 番の小学校廃校施設等解体事業について説明します。工事概要につきましては、蒲江大字畑野浦にあります旧尾浦小学校の校舎、体育館及びプールの解体撤去工事を行うものです。予算額は、1 億 4,040 万円。工事期間は、令和 7 年 6 月から令和 8 年 1 月までを予定しています。同施設は、昭和 54 年に建築され、築 46 年が経過しており、平成 20 年 3 月をもって統合によって廃校となっています。解体後については、体育館の底地は地区所有地であるため現状に回復して地区に返還し、校舎及びプールの底地は整地等の後、財政課財産管理係に引き継ぐ予定となっています。

2 番の鶴谷中学校施設整備事業について説明いたします。工事概要につきましては、佐伯市長島町にあります鶴谷中学校におきまして、経年劣化により老朽化した屋上防水槽の改善を行うことで、施設の機能強化と長寿命化を図ります。部分的な修繕では改善が見込まれないため、屋上全体の防水改修工事を行うものであります。予算額は、1,630 万円。工事期間につきましては、令和 7 年 6 月から同年の 10 月ま

でを予定しています。対象施設は、特別教室棟となり、鉄筋コンクリート4階建て、昭和57年に建築されて、築43年が経過しています。屋上の現況写真を御覧ください。防水シートが一部で剥がれた箇所が見受けられ、全体的に劣化が進行している状況であります。今回、新たに防水シート及び塗膜防水により改修を予定しています。

以上で議案第15号の説明を終わります。

教育長        それでは、説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員        小学校の解体工事ですが、これは計画に沿って順番に行っているのですか。

教総課長        こちらの方は、公共施設の適正化に関する推進委員会がありますので、その委員会で解体が決まりました。旧尾浦小学校を最初に解体するということで決定しています。ただこの後は、工事費だけで1億を超えるようなものになり、この事業だけで複数にわたって約1億8,000万円ぐらいかかっているという形になりますので、かなりの財源が必要となります。以前は合併特例債という地方債がありまして、かなり優位な財政措置、起債、お金を借りた後にお金を返していくときに交付税措置が入るというものがあったのですが、その合併特例債は期間がありましてもう使えなくなっています。そのため全て市の一般財源を持ち出すようなこととなりますので、なかなか今後は解体が進まないという可能性があります。今のところ積極的には行わないというような形にはなっています。

平井委員        もう1点聞きたいのが、鶴谷中学校の工事です。実態を知らないのですが、学校が古くなっているんで、いろいろな要望とかあるのではないかなと思ったんですけど、そういう意味でこの順番はどうなっているのですか。

教総課長        この屋上防水については、この状態を見ていただくとわかるように、3年に1回建物の点検を、これは法的にあるのですが、そちらの方で回って見てもらっていて、その中で劣化のひどいものを優先的に行っていくような形で順番は決めています。

教育長        よろしいでしょうか。

それでは、議案第15号の承認についてお諮りいたします。議案第15号については提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員        (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長        議案第15号については、提案どおり承認といたします。

**議案第 16 号 佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部  
改正について**

教育長 次議案第 16 号佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長 議案第 16 号佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について、説明させていただきます。

この議案は、佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由については、離島にある小・中学校が令和 7 年 3 月末をもって廃止となることから、佐伯市大入島、大島、屋形島及び深島に居住する児童・生徒はどの学校に登校しても船を利用して通学することとなるため、佐伯市立学校通学区域設定規則第 2 条に規定する通学区域以外の区域の学校に通学する児童・生徒などであっても、離島に居住する児童・生徒が佐伯市立の学校に通学するときは、補助金の交付の対象とし、その児童・生徒のうち通学区域以外の区域の学校に通学するものに係る補助金の額については、船の定期券の購入に要する経費のみとしたいので、規則の改正をしようとするものです。

補助金の対象者において、通学区域以外の区域の学校に通学する児童・生徒、スクールバス及びスクールタクシーに乗車できる児童・生徒、コミュニティバスに乗車する児童・生徒を対象外としていましたが、ただし書に佐伯市大入島、大島、屋形島及び深島に居住する児童・生徒の通学に係る規定を加えることにより、その児童・生徒を補助金の対象とすることとします。41 ページの備考欄の方に離島の児童・生徒のうち通学区域以外の区域の学校に通学するものの補助金の額を船の定期券の購入に要する経費のみとしています。

以上で議案第 16 号についての説明を終わります。

教育長 今までどうだったけど、この改正でどうなるということを説明してもらえませんか。

教総課長 今までは、例えばですが、大入島から佐伯市内に通う方については、基本的には佐伯東小学校と鶴谷中学校に通わないと補助金が出ていませんでした。いろいろな事情で、親のお仕事の都合などで、例えば他の小学校とかに通っているお子さんがいらっしゃるのですが、その方については船賃の補助は校区外でしたのでありませんでした。その方たちも、大入島に限らずなんですけど、離島にある学校がもうなくなってしまうので、必ず船を使わないと学校に通うことができないというふうになりましたので、校区外であっても、佐伯市内の学校に通うのであれば、船賃だけは補助してあげようと、例えば遠くだったら、またその遠くまで行くときの通学、

例えば 41 ページに何キロだったらいくらという、こちらに書いている部分の補助金があるのですが、その分は校区外ですので、御自身の御都合になりますので、船賃だけは補助しようということで、今回改正を求めているものです。

平井委員 該当者はいるのですか。

教総課長 該当者は、議案第 16 号の参考資料ということで資料を配布しているのですが、その中に黄色で色を付けている方になりますが、校区外就学のためなしと書かれている離島から通っているお子さんがいらっしゃいます。こちらの方には今まで補助はなかったのですが、船賃を補助するというような形になります。

教育長 それでは、議案第 16 号の承認についてお諮りいたします。議案第 16 号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 16 号については、提案どおり承認といたします。

#### **議案第 17 号 佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について**

教育長 続いて議案第 17 号佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長 議案第 17 号佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について説明させていただきます。

この議案は、佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正を行うに当たり、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由につきましては、令和 7 年度の組織改編に合わせ、佐伯市ハラスメント対策委員会の委員の構成を見直すため規程を改正するものです。

この佐伯市ハラスメント対策委員会は、資料の第 10 条にありますように、ハラスメントに関する相談及び苦情の申し出があった事案について、調査審議し、及び公平な処理に当たることを目的として設置されたものであり、この委員会は現在の規定では、第 10 条の第 2 項にありますように、(1) 総務部長、(2) 教育委員会教育部長、(3) 総務部総務課長、(4) 福祉保健部福祉保健企画課人権推進・男女共同参画係総括主幹、(5) 佐伯市職員労働組合が推薦する職員で構成されています。今回令和 7 年度の組織改編により、福祉保健企画課人権推進・男女共同参画係の事務を総務課総務係に移管することに合わせ、この委員会の委員の構成を見直し、現在の委員のうち、太字で記載しています(2) 教育委員会教育部長、(3) 総務部総務課長、(4) 福祉保健部福祉保健企画課人権推進・男女共同参画係総括主幹に変わ

り、佐伯市職員労働安全衛生管理規程第 15 条に規定する佐伯市職員労働安全衛生委員会の委員のうち市長が指定するもの、安全管理者、衛生管理者の中から、市長が指名する 3 人を委員とすることとします。

その理由としましては、ハラスメントに関する相談及び苦情の申し出があった事案に対し、公平な調査審議を行うため、委員を固定するのではなく、事案ごとに応じて柔軟に委員を選定しようとするることによるものであります。令和 6 年度の佐伯市職員労働安全衛生委員会の委員の名簿につきましては、参考資料として別紙をお配りしていますので、そちらを御覧ください。令和 7 年度からは、この名簿のうち衛生管理者等と記載されている委員の中から事案により 3 人を市長が指名し、佐伯市ハラスメント対策委員会の委員に任命することとなります。

以上で議案第 17 号についての説明を終わります。

教育長           それでは、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

教育長           よろしいですか。  
議案第 17 号については、提案のとおり承認ということでしょうか。

各委員           (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長           議案第 17 号については、提案どおり承認といたします。

#### **議案第 18 号 佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について**

教育長           それでは、次に議案第 18 号佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について、柳井学校教育課長が説明いたします。

教総課長       議案第 18 号は、佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正内容は、弥生大字井崎のうち大坂本 2 区については明治小学校の通学区域であることを明記するというものであります。現在、弥生地域においては、大字井崎は上野小学校、大字大坂本は明治小学校の通学区域と定められています。しかし、明治小学校付近に分譲されているグリーンコート花の杜は、大字井崎と大字大坂本にまたがり、造成をされています。行政区は造成地一帯を大坂本 2 区としていますが、この地域については学校までの距離及び行政区を考慮し、造成地一帯を明治小学校の通学区域としています。今回の改正は、このことについて、規定上明確にするため行うものであります。

それでは、別紙でお配りをしている議案第 18 号参考資料を御覧ください。青のラインが、これが大字の境目を示したものであります。ラインより北側が大字大坂本、南側が大字井崎になります。そして、赤で囲まれた範囲が、行政区、大坂本 2

区であります。井崎川を挟んで南側にグリーンコート花の杜があるといったところ  
です。この地図からわかりますように、グリーンコート花の杜は大字の境目に位置  
しておりますが、行政区は一带を大坂本2区としております。また、明治小学校ま  
での距離は約400メートル。そして、上野小学校までの距離は約2kmとなります。  
以前はグリーンコート花の杜の家屋は数件程度でしたが、現在は地図にあるように、  
かなり増えている状況であります。この地域については、これまで学校までの距離  
や行政区を考慮して、明治小学校区として扱っており、今回の改正により規則に明  
記をしたいと考えています。

資料60ページを御覧ください。別表第1明治小学校の通学区域です。大字床木、  
大字尺間、大字大坂本の後ろに大字井崎（大坂本2区）を追加しています。そして  
その下、上野小学校の通学区域です。大字井崎の次に（大坂本2区を除く。）を加え  
ています。これにより、大字井崎のうち大坂本2区については、明治小学校の通学  
区域であることが明記されることとなります。

以上で議案第18号についての説明を終わります。

教育長 それでは審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員 これは保護者から要望があったわけではないんですか。

学教課長 ここにどんどん家が建っていくことによって、結局、規則に載っている内容と実  
際の運用に齟齬が出ているというところで、きちんとここに明記をして、混乱が生  
じないようにといったところになります。明治小学校の目と鼻の先にありますので、  
そちらについていうところで、現在もこの地区の皆さんは明治小学校に通っている  
といったところであります。

教育長 これよく見ると、この赤いところの境に家があるのですが、この辺に小学生はい  
ないのですか。もしいたら上野に行くのですか。

学教課長 通学区域の表に備考というところがあるのですが、上野小学校の通学区域の大字  
井崎のうち石丸1区、木の瀬区及び蕨野区については、新入学児童及び転入児童に  
限り、明治小学校に通学することができるということで、要はこの辺の区域の方には  
どちらに行きますかという御案内をして、選んでいただいとったところにな  
ります。

教育長 今説明したところがこのグリーンコート花の杜の近くですか。

学教課長 ここで網掛けではないところの付近のお家の方です。

教育長 ほかによろしいですか。

それでは、議案第18号の承認についてお諮りいたします。議案第18号について

は、提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 18 号については、提案どおり承認といたします。

### 議案第 19 号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

教育長 それでは、次に議案第 19 号佐伯市立学校管理規則の一部改正について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第 19 号佐伯市立学校管理規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるところであります。

この議案は、地方公務員法の改正による職員の定年引上げにより管理監督職勤務の上限年齢による降任及び転任の制度が設けられたことに伴い、課長級以上の事務職員が学校において継続任用される場合、専門幹の補職名で勤務することから、規則中の記載を整備する必要があるため提出するものであります。

改正の内容につきましては、66 ページを御覧ください。第 25 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の主幹、副主幹となっているところを、主幹、専門幹、副主幹に改めるものです。また、第 26 条第 5 項中の主幹の次に専門幹及びを加えるものであります。

以上で議案第 19 号についての説明を終わります。

教育長 それでは、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

教育長 よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 19 号については、提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 19 号については、提案どおり承認といたします。

報告事項等

- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事、議案第 20 号を行いますので、関係者のみ出席とし、他の方は退室をお願いします。

議 事

**議案第 20 号 佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について**

教育長        それでは、議案第 20 号佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について、説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長        それでは、令和 7 年第 3 回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16 時 35 分